

第 2 部

東京都の男女平等参画施策

平成 1 9 年度

1 あらゆる分野への参画の促進	109
(1) 働く場における男女平等参画の促進	109
均等な雇用機会の確保	109
ア ポジティブ・アクションの推進	109
イ 雇用機会均等に関する普及啓発	109
ウ 都庁内における男女平等参画	110
多様な働き方を推進するための雇用環境整備	110
ア 多様な働き方を推進するための雇用環境整備	110
起業家・自営業者への支援	111
ア 起業家・自営業者への支援	111
女性のチャレンジ支援	112
ア 女性のチャレンジ支援	112
(2) 社会・地域活動への参画促進	113
ア 様々な分野における男女平等参画の促進	113
(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現	113
「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現	113
ア 「仕事と生活の調和」の推進	113
子育てに対する支援	113
ア 保育サービスの充実	113
イ 地域での子育て支援	114
ウ ひとり親家庭への支援等	116
エ 育児休業取得者の支援	117
オ 行動しやすいまちづくり	117
介護・高齢者に対する支援	118
ア 介護への支援	118
イ 介護休業取得者の支援	119
ウ 高齢者の自立支援	119
エ 行動しやすいまちづくり	120
2 人権が尊重される社会の形成	121
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組	121
配偶者等からの暴力の防止	121
ア 被害者等への支援	121
イ 自立生活再建のための支援	122
ウ 普及・啓発	123
エ 人材の育成・連携の強化	124
性暴力・ストーカー等の防止	124
ア 被害者等への支援	124
セクシュアル・ハラスメントの防止	125
ア 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策	125
イ 相談・普及啓発	126
(2) 生涯を通じた男女の健康支援	126
ア 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援	126
イ 各年代に応じた健康支援及び性教育	127
(3) 男女平等参画とメディア	130
ア メディアへの対応	130
3 男女平等参画を推進する社会づくり	131
(1) 教育・学習の充実	131
ア 学校での男女平等	131
イ 研修・情報提供	132
ウ 多様な学習機会の提供	132
(2) 普及・広報の充実	133
情報・交流の推進	133
ア 情報の提供	133
イ 交流の推進	133
社会制度・慣行の見直し	133
ア 都庁内における対応	133
(3) 推進体制	134
ア 都における体制	134
イ 相談(都民からの申出)	134
ウ 区市町村や事業者等との連携	135